

(ウ) 事業所段階での別取り決め

使用者側が要求していた、協約に事業主段階での別取り決めを認める余地をさらに拡大する件については、同意は得られなかった。

イ 労使の反応

事業主側は、今回の合意により、現在困難な状況にある建設業及びコスト競争力の強い外国(企業)との競争にさらされている産業にとって、良いコスト減材料になると好感を抱いている。

一方、労働組合側(IG BAU^(註3))は、①労働時間増を受け入れざるを得なかったものの、②労働協約最低賃金制度が存続できたこと、③通年雇用の促進に関して労使が合意に達したこと、などから、合意はやむを得なかったとしている。

ウ 背景等

周辺国より比較的賃金コストの高いドイツにおいて、とりわけ外国企業との厳しい競争にさらされている建設業では、従前から労働時間などの労働条件などについて労使間で交渉が続けられてきていた。

近年、事業所段階で週所定労働時間を延長する動きが見られるようになったが、今回は産業段階で労働時間延長について合意されることになったものである。

b 官公庁の動き**(a) 連邦公務員の労働時間延長の動き****ア 概要**

2004年6月23日、内閣は、約30万人の連邦官吏(Bundesbeamte^(註4))の週労働時間を1時間30分延長して、現在の38.5時間から40時間に延長するという、オットー シリー内相(社会民主党; SPD)の提案に合意する申し合わせを行った。内閣は、労働時間延長を来る2004年10月1日から行うとした。

シリー内相は、既に2004年1月にドイツ官吏連盟(DBB: Deutschen Beamtenbundes)のバートキッシンゲンでの総会の場合において、官吏年金の財政運用に余裕を持たせるために、この労働時間延長の考えを予告してきていた。

内閣側は、計画が実施されれば、長期的には、公務員

の数を約3.9%節約できる、としている。

ヘッセン、バイエルン、ノルトラインヴェストファーレンなどのいくつかの州においては、今年から州官吏の週労働時間が40時間を超えた41~42時間に引き上げられていて、全国で170万人の官吏全体の約2/3を雇用している州の官吏の労働時間は、既に従前の週38.5時間から何らかの引き上げの議決がなされている。

イ 労働組合の反応など

ドイツ官吏連盟のペーター ヘーゼン(Peter HEESSEN)会長はこの労働時間延長の動きを厳しく批判し、シリー内相の行動は、「美しくないやり方」と評し、交渉を要求した。そして、反対給付を伴わない労働時間延長は拒否する、としていた。

ウ その後の経緯

2004年11月11日付け告示(労働時間命令の改正に関する告示“Bekanntmachung der Neufassung der Arbeitszeitverordnung”) (11月11日付け官報掲載[BGBl I 2844頁])によって、命令(連邦政府の官吏の労働時間に関する命令“Verordnung über die Arbeitszeit der Beamtinnen und Beamten des Bundes”)が新しい内容(週40時間労働原則)に変更された。

また、2005年2月9日、Ver.di(連合サービス産業労組)は、連邦政府・市町村当局(VKA; 連合市町村事業主団体)と大枠についての労働協約(Tarifvertrag für öffentlicher Dienst)を妥結した。これで連邦政府・市町村の公共部門における210万人労働者^(註4)の労働条件が決定された。妥結の主な内容は、①今後3年間、毎年1回300ユーロの一時金を支給すること、ペアは行わないこと、②連邦政府被用者の週所定労働時間を39時間とすること。これは西部ドイツについては30分の労働時間増、東部ドイツにおいては1時間の減少である、③市町村被用者の週所定労働時間には変更を加えない。しかし、労使が合意すれば週40時間までの所定労働時間を認めるという「開放条項」を導入する、などとなっている。

州被用者(約90万人)に関してはこの交渉から抜け出て、個々の取り決めで労働条件を決定することとなった。

(3) 失業給付Ⅱの実施状況

a 失業給付Ⅱがスタート

(a) 概要

2005年1月1日(土)、失業扶助を廃止して失業給付Ⅱを新設するなどの変化を伴う、ハルツIV法に基づく労働市場改革が、大きな抗議行動もなくスタートした(実際に開庁して業務が始まったのは3日から)。

制度改正の主目的は、(長期)失業者の労働市場への(早期)再統合である^(注5)。

改革に反対し抗議行動に参加したのは、全国で約1万5,000人といわれたが、これは2004年晩夏に行われた10万人以上規模でのハルツIV法抗議行動よりもはるかに少ないもので、一部の都市では警戒に当たる警官の方がデモ者より多いといわれた。

(b) 失業に伴う給付制度の改正(ハルツIV法)の詳細

(連邦経済労働省パンフレット“Erste Basisinformationen zur Grundsicherung für Arbeitssuchende(求職者の基本的保護のための最初の基本的情報)”2004年8月刊[抄]を主に参考)

ア 従前の制度

(7) 従前の制度の概要

従前のドイツにおける失業者への支援・給付は次のようになっている。

- ・失業者のうち、離職前の雇用によって「失業給付

(Arbeitslosengeld)」の受給要件を満たす者は、公共職業安定所(Agenturen für Arbeit)から失業給付を受給できる。

被保険者期間が短いなどの事由により、失業給付の受給要件を満たさない者や、失業給付受給終了後の者についても、一定の要件を満たせば、公共職業安定所から「失業扶助(Arbeitslosenhilfe)」を受給できる。

- ・失業扶助の給付水準は、税・社会保険料控除後の前職の賃金の53%(子が1人以上いる者は57%)。
- ・失業給付及び失業扶助のいずれの請求権も有しない者は、社会事務所(Sozialamt:社会署)から社会扶助(Sozialhilfe)の受給などができる。
- ・失業給付又は失業扶助を受給している失業者で、その金額が「最低生活水準」(Existenzminimum)に達していない者は、社会事務所から最低生活水準に足るまでの追加補充給付を「拡充社会扶助」として受給できる。

上記の従前の制度は非効率で、財政的にも維持が困難になった(2003年、連邦政府は失業扶助に約165億ユーロ、市町村は約95億ユーロを失業者対策に費消している。また、失業扶助の平均支給月数は26か月、社会扶助の平均支給月数は28か月であった)。

失業給付Ⅱの概要

● 給付

失業保険制度において、失業給付が満了した者などに対して給付していた失業扶助(Arbeitslosenhilfe)を廃止し、新たに失業給付Ⅱ(ArbeitslosengeldⅡ:AlgⅡ)を発足する。

● 紹介された求人を受容すべきこと(Zumutbarkeit)

(求職者は、)公序良俗に反さない(sittenwidrig)労働はすべて認容しなければならない。認容可能な労働(求人紹介)を拒否したり、自らの就業の意思を欠いているとみなされる者は、失業給付Ⅱの支給について、制限される(認容すべき労働の拒否の場合などは、その都度、給付の30%(月額約100ユーロ≒1万4,000円)分が

3か月間減額となる)。

(従前、求職者は、離職前の賃金を下回ったり、労働協約賃金を下回る求人紹介については拒否できたが、今後は拒否できなくなった。しかし、(当該公共職業安定所=求職者生活)地域(平均)賃金を30%下回る賃金の職の紹介については、拒否することができる)。

● 職業紹介

BA(連邦雇用庁)のケースマネージャー(Fallmanager)が、個々の求職者に付いて、オーダーメード的に職業紹介を行うことで、職業紹介を改善する。若年求職者は、求人紹介に係る請求権(Anspruch)を有する。

(4) 従前の制度における失業扶助、社会扶助の主な要件

i 失業扶助

(i) 失業扶助の請求権を有する主要要件(社会法典第三編第190条)

- ・失業していること。
- ・職業紹介に対応できること。
- ・公共職業安定所に失業を申告していること。
- ・失業扶助の申請を行っていること。
- ・(失業給付の受給満了により、)失業給付の請求権を(以前有していたものの、)もはや有さないこと、又は、失業保険被保険者期間の不足によって、失業給付の請求権を有していないこと。
- ・65歳に達した労働者は、その歳になってからの最初の月以降、失業扶助の請求権を有さない。

(ii) 「要支援性」[Bedürftigkeit] (社会法典第三編第192条)

要支援者とは、失業扶助の方法以外で自分の生計をまかなえない労働者である。

ii 生活扶助

(i) 社会扶助の内容と目的(連邦社会扶助法[Bundessozialhilfegesetz]第1条)

社会扶助は、生計の扶助、及び特別な生活状態にある者への扶助に適用される。

(ii) 労働により生活手段を得ること(Beschaffung des Lebensunterhalts durch Arbeit; 連邦社会扶助法[Bundessozialhilfegesetz]第18条)

すべての社会扶助希望者は、自己の労働力を用いて、生計の維持の創出に努めなければならない、また、家族から生計費を受け取る権利を有するときは、それを利用することに努めなければならない。

イ 新しい制度

「基本的保護の対象となる求職者」という概念が新たに規定され、これに基づいて失業給付IIを支給することとなった。

(7) 基本的保護の対象となる求職者(Grundsicherung für Arbeitssuchende)

失業給付IIは、基本的保護の対象となる求職者に支

給される。

基本的保護の対象となる求職者は、15~65歳であって、就業可能(erwerbsfähig)であり、「要支援」(hilfebedürftig)の者である(社会法典第二編 第8条就業可能性[SGB II § 8 Erwerbsfähigkeit])。

「就業可能者」とは、通常の労働市場に1日3時間以上就労できる者である(逆に言うと「就業不可能者」とは、病気や障害によって、(遠い将来はさておき)近い将来(約6か月)、1日に3時間以上労働する能力がない者である)。

「要支援者」とは、その者の生計(Lebensunterhalt)を、本人もしくは家族の財産・能力では完全にまかなうことができない者をいう。

(4) 失業給付II/社会給付金(Arbeitslosengeld II/Sozialgeld: 本人に係る部分の手当を「失業給付II」、本人の被扶養者に係る給付を「社会給付金」と称する)の概算月額表(ユーロ)

〈表2-22〉

	単身者又は片親 (単親親権者; Alleinerziehende(r))	その者が扶養する者		
		15歳未満の子1人当たり	満15~19歳未満の子1人当たり	19歳以上のパートナー [Partner]
		基準額(100%)	60%	80%
西部ドイツ	345	207	276	311
東部ドイツ	331	199	265	298

- (注) 上記に追加される給付
- ・妊娠時、障害者等については加算される。
 - ・住居、暖房費に係る給付
 - ・1回限りの給付(衣服手当、住宅家庭用品手当等)
 - ・疾病、介護、法定年金保険料
- 等

〈表2-23〉

	夫婦者	その者の被扶養者		
		15歳未満の子1人当たり	満15~19歳未満の子1人当たり	
		基準額(100%)	60%	80%
西部ドイツ	夫婦1人当たり	311	207	276
	夫婦計	622		
東部ドイツ	夫婦1人当たり	298	199	265
	夫婦計	596		

- (注) 上記に追加される給付
- ・妊娠時、障害者等については加算される。
 - ・住居、暖房費に係る給付
 - ・1回限りの給付(衣服手当、住宅家庭用品手当等)
 - ・疾病、介護、法定年金保険料
- 等